

令和4年2月議会

教育文化委員会資料

(市民文化スポーツ局)

1 議案要旨＜一般議案＞

【議案第42号】

「公有水面埋立てによる土地確認について」

【議案第43号】

「町の区域の変更について」

…………… 2

2 議案要旨＜補正予算議案＞

【議案第48号】

「令和3年度北九州市一般会計補正予算について（局所管分）」

…………… 4

1 議案要旨<一般議案>

【議案第 42 号】

「公有水面埋立てによる土地確認について」

<令和 4 年 2 月北九州市議会定例会議案：63～65 ページ参照>

【議案第 43 号】

「町の区域の変更について」

<令和 4 年 2 月北九州市議会定例会議案：66～68 ページ参照>

1 議案提出理由

公有水面埋立工事により造成された土地が、市の区域内に新たに生じた土地であることを確認し、併せて当該土地を隣接する町の区域に編入するもの。

2 議案内容

門司区新門司北三丁目 1 の 1、1 の 1 6、1 の 2 0、1 の 2 2 地先公有水面埋立地

ア 編入する町の区域	門司区新門司北三丁目
イ 面 積	13,265.82 m ²
ウ 埋立地の用途	物流機能用地
エ 埋立権者	北九州市

3 関係法令

土地確認・・・地方自治法第 9 条の 5 第 1 項

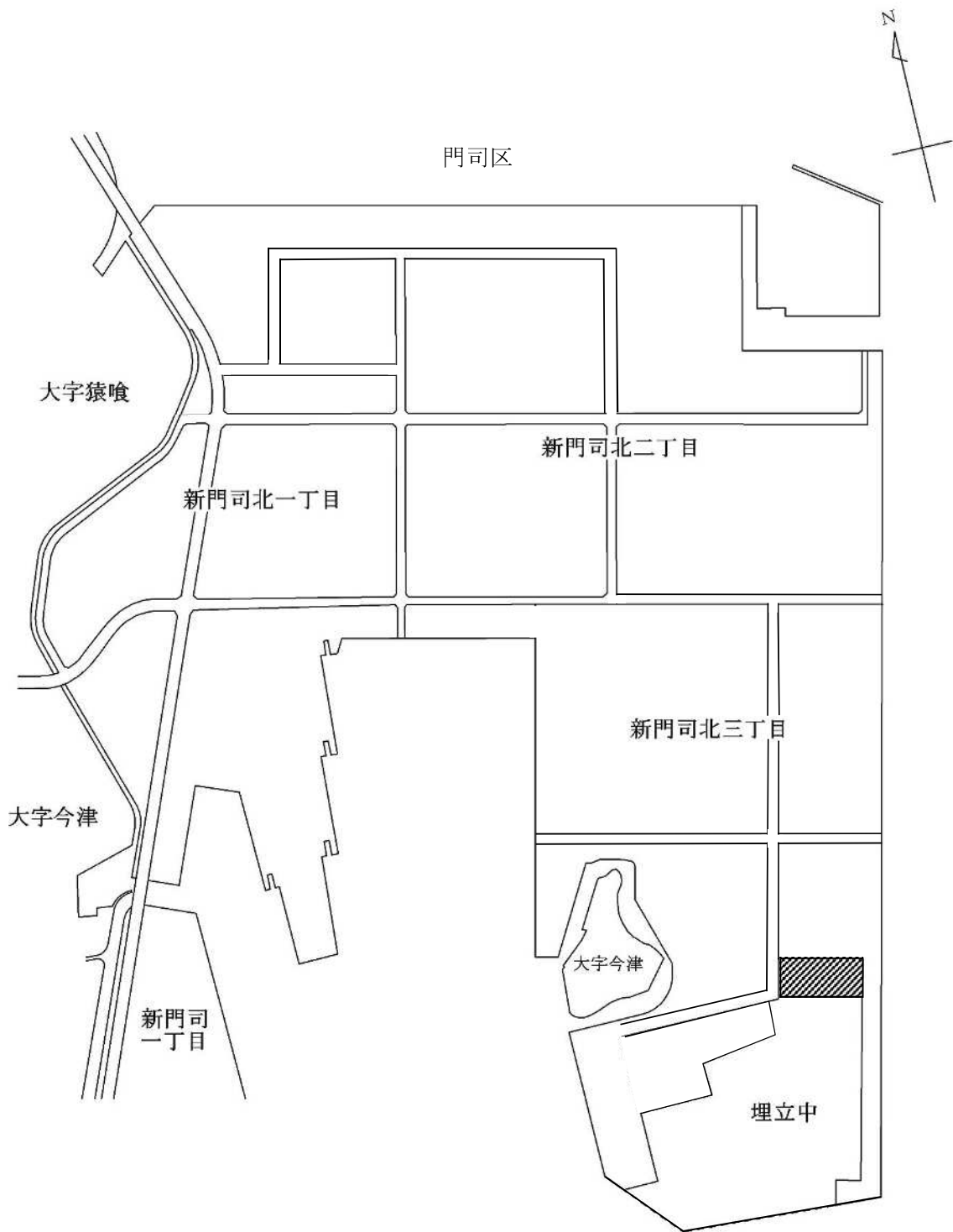
町区域編入・・・地方自治法第 260 条第 1 項

地方自治法（抜粋）


第 9 条の 5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

門司区新門司北三丁目地先埋立地付近図



(凡例)

 埋立地 (新たに生じた土地)
(新門司北三丁目)に編入する区域)

2 議案要旨<補正予算議案>

【議案第48号】

「令和3年度北九州市一般会計補正予算について（局所管分）」
 <令和3年度北九州市補正予算に関する説明書：6～27ページ参照>

1 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	備 考	補正予算 説明書 頁
18款2項1目 総務費国庫補助金	1,561,622	79,600 (うち 所管分 11,700)	1,641,222	○戸籍住民基本台帳費 補助金	11,700 P6
25款1項1目 総務債	2,666,500	43,000	2,709,500	○企画債	43,000 P10

2 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	備 考	補正予算 説明書 頁
2款3項4目 文化振興費	4,237,448	47,800	4,285,248	○芸術文化施設整備経費	47,800 P12
2款6項1目 戸籍住民基本台帳費	1,238,276	11,700	1,249,976	○転出入ワンストップ対応 システム改修事業経費	11,700 P12

3 繰越明許費

(単位：千円)

款 項 目 事 業 名	翌 年 度 繰 越 額	繰 越 理 由	補正予算 説明書 頁
2款3項4目 若松市民会館大規模改修事業	86,488	適正な工期を確保できないため	P27
2款3項4目 平尾台保存管理事業	38,300	関係者との調整等に日時を要したため	
2款3項4目 寿命の唐戸（水門）保存修理事業	15,000	関係者との調整等に日時を要したため	
2款6項1目 戸籍法等改正に伴うシステム改修事業	1,320	関係機関との協議等に日時を要したため	
2款6項1目 転出入ワンストップ対応システム改修事業	11,700	適正な事業期間を確保できないため	